

令和6年10月1日

お客さま各位

興産信用金庫

預金規定改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、預金残高が1万円未満の取引について、印鑑レスによる解約手続きの取扱いを開始するとともに、関係する預金規定を下記のとおり改定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 改定する規定

- (1) 普通預金規定
- (2) 決済用普通預金規定
- (3) 貯蓄預金規定
- (4) 納税準備預金規定
- (5) 定期性総合口座取引規定

2. 改定内容

令和6年10月1日（火）より、個人・個人事業主であるお客さまで、当金庫が認めるときにおける印鑑レスによる解約手続きの取扱開始に伴い、規定内の表記を一部変更いたしました。

3. 改定日

令和6年10月1日（金）

※詳細につきましては、店頭窓口、営業担当者にお問い合わせください。

以上

興産信用金庫